

1. 市民社会の再生と「市民事業」

篠原 一

* (利益と効率という) 市場の原理が市民社会を支配したり、逆に国家が市民社会をコントロールするようになると、市民社会は危機的な状況になる—しかもこの市場主義は、地球のキャパシティをこえて生産と開発に向かうため、環境と資源を破壊し、地球社会の客観的基礎をも掘り崩そうとしている

* 市民社会は国家と市場からの過剰な介入に対抗して、その自律性を確保するとともに、さらにすすんで政治と経済、国家と市場に対して積極的な攻勢をかけていくことが必要になる—政治に対しては、さまざまな形での参加、市場に対しては、市場原理をもとりこんだNPOによる逆浸透などによって

* 多くの人が、継続的に社会的に意味のある仕事を行なうためには、(単にボランティアというのではなく) 一定の報酬を得ながら、つまり一定の経済性を持ちながら、同時に社会性のある仕事を行なうというシステムがつけられなければならない

* 市民社会が市場の浸透に対して防波堤をつくり、さらに経済社会に一定のインパクトを与えるためには、こういう市民社会と市場の交差領域を次第にひろげて、市民事業がGNPの1割近くを占めるようになることが必要であろう。

* 今後労働組合は退職者のためにNPOとしての労働協同組合をつくり、新しい形で市民社会入りを果たすことにしてはどうであろうか。

(「第2スクール時代、の構想」

『クオータリーかわさき』41号)

2. 福祉国家の破綻とNPO

須藤 修

* スウェーデンはパブリック・セクターとプラ

イバート・セクターがきっちり分かれた国であり、非常に条件の良い雇用か失業かのどちらかの社会です—給料のうち30%を税金で国家に出し、社会保障費で20%を出す。……それから間接税で20%をとられる。可処分所得は結局30%くらいしかない。そういう形での福祉国家は、儲けたお金の70%をプールして、失業者のためとか福祉のために使うというシステムです。

* 雇用難という現状を契機にしてNPOとかNGOという活動の方向に有為な人たちを向かわせる回路やシステムをつくるべきときにきている

* いま福祉国家は完全にデッドロックに乗り上げていて、新しいシステムをつくらなければいけない。市民参加型の福祉社会……に向かいつつあるのではないか。雇用問題からもそういえるのではないか。

* (新しい産業おこしは) 単純に市場原理だけでやってはいけない。地域経済、地域社会のためになるという考え方が必要で、経済の論理だけでなく多面的な考え方をしなければならない。

* もっと市民事業的な要素を重視すべきですが、それは……準市場的なもの……公共性も反映した市場システムとして組織しなければならない。

(須藤修・内橋克人「企業一元論から多元的経済社会へ」、内橋克人・奥村宏・佐高信編『企業社会のゆくえ』岩波書店所収)

3. 企業責任と「多元的経済社会」

への転換

内橋克人

* ヒト、モノ、環境という地域資源を使い切った旧生産拠点は閉鎖する—多国籍企業に工場を閉鎖する権利がほんとうにあるのか、ということ地域側が問うという時代が始まった

* 利益共同体から「使命共同体」へ：

労働者協同組合であるとか、市民事業であるとか、フェアトレード、南の島々や第三世界との公

正なる貿易……めざす運動などが市民の間で強力に台頭しつつある

(宇沢弘文・宮本憲一・石川経夫・佐和隆光『社会の現実と経済学』岩波書店)

*雇用がこういう形で窮迫してくると、市場経済そのものが消費支出を取縮させてしまうという矛盾を抱えた方向に向かうでしょう。

—市場経済そのものを維持するという上から見ても、企業だけがモノづくりの主体であったり、雇用の主体であるという一元的な社会は続かないだろう……。もっと多元的な経済社会に移行せざるをえない。

*そうではない働き方が、……一つは市民事業です。あるいはスペインやイタリアなど、ヨーロッパにおいて盛んな労働者協同組合、福祉協同組合、生活協同組合などです。—そのセクターが育てばそこに雇用が生まれる。そのことが市場経済を逆に維持させる。

(前掲『企業社会のゆくえ』)

4. 女性たちの視点から (要旨)

竹信三恵子

*女性の雇用者の3分の1がパート労働者

—女性社員の所定内賃金は、パートを含めれば、男性の半分に

*賃金の根拠は、技能でも経験でも、仕事の成果でもなく、一般職か総合職かの身分で決まり、さらにその身分は、基本的には学歴と性別が根拠になっている

*管理職や男性正社員が女性社員の仕事を把握できず、ブラックボックス化している事態が生まれつつある

*雇用労働者の4割を占めている女性の中に、企業で働くことへの強い不信感や参加意欲の喪失、企業への侮蔑感が、静かに根を張り始めている

*「女性が伸び伸び生きられる仕組み」:

—子育て、家事、地域活動という女性の経験が、創造的な仕事の元になり、顧客の満足につながる、異なる事業の発想を生むのではないか

(「女性と企業社会の未来像」、前掲『企業社会のゆくえ』所収)

5. 「社会的共通資本」の管理を

めぐって (要旨)

宇沢弘文

*社会的共通資本—①自然環境、②道路、鉄道、電力などの社会資本、③教育・医療・行政などの制度資本—は、原則として私有を認められず、社会にとって共通の財産として、社会的な規準に従って管理され、利用されなければならない。

*その管理が円滑に、しかも民主主義的に行なわれていくためには、国家レベルの管理ではなく、それぞれの社会的共通資本あるいは自然環境にふさわしいような管理組織が考えられてしかるべきである

*社会的共通資本から生み出されるサービスは、市民の基本的権利に重要な関わりを持つ。したがって、社会的共通資本を管理する社会的組織に対しては第一に要請される行動原理は、専門的、職業的倫理にもとづいて行なわれ、決して利潤的ないしは営利的動機によって支配されることがあってはならない、ということである。

(前掲『社会の現実と経済学』より)

6. ボランティアから「市民事業」へ (要旨)

田中尚輝

*旧来のボランティアに留まらない動き

- ①長期的・継続的活動
- ②対象者の著しい増加
- ③専門性の要求(研修、教育の必要)
- ④高度なコーディネート能力
- ⑤恒常的な事務局

—ここでは「事業」の姿勢と経営能力、情報の交流と蓄積、法制が必要になる。この事業は地域住民に支えられ、行政の援助も受けてしかるべきもので、そのためにも高度なマネジメント能力が求められる。

*市民事業体は、その中にボランティア性と事業性という二つの性格を持たざるを得ない

*NPOを発展させる立場からいえば、現行の

制度のもとで公益法人としての人格の確保をめざすことは必ずしも正しいということにはならない
—官庁の強い監督下に入ることが、市民事業体としての特性を否定してしまうことになり、また今後、大量の市民事業体を形成していく場合、行政の監督能力がそれを超えることは明らかである。

(『高齢化時代のボランティア』岩波書店)

7. 現行公益法人制度の問題点

(要旨)

河野直踐

①公益法人の設立許可主義—株式会社が資本金1000万円を準備すれば準則主義によって任意に設立できるのに対して、公益法人は主務官庁の実質的審査を通じた許可を必要とし、設立後も監督を受ける

—「公益」なるものが静的で一義的に定めうるようなものとして想定され、国家権力の許可・監督を通じてこそ、それが整然と保たれると見ている

②中間法人設立への限定:

—現行法が公益目的か営利目的かのいずれかの法人しか認めないために、中間的な性格の団体は、(特別法に定められたものを除いて)法人化できず、権利能力なき社団に留まらざるをえない

—現行法では、営利を目的とはしないが、かといって「公益」を目的するのでもなく、人々の自発的な協同活動を通じて、自己便益の達成をはかろうというような目的観は、法人の想定にあたって軽視されている

(『協同組合の時代』、日本経済評論社)

8. 非営利法人概念の確立と設立

自由化を(要旨)

河野直踐

*市民的「公益」の形成:

—市民にとって「公益」として認識されるものは、実際の運動という自然発生的な協同活動(例えば自然保護)の過程を通して、個人的次元の問題であったことが、メンバーの間で一つの価値として共有され、その結果として、「公益性」(例え

ば自然環境のもつ公益性)といった概念が自覚され、外に向かって主張されるに至る

*自由に設立できる「営利法人」に国家が監督する「公益法人」を対置し、こうした二大別では落ちてしまう「中間法人」を国家の手で個別に拾い上げていくという制度そのものに無理がある

*「営利法人」に対するものとして想定されるべきは、きわめて多彩な目的をもった「非営利法人」であり、それは「営利法人」同様に、あるいはそれ以上に自由に設立しうるものであるべきだろう

*想定しうるさまざまな「非営利法人」の中の一ケースとして「公益法人」があるにすぎない
(同上)

9. 「非営利セクター」における

協同組合の位置付け

河野直踐

*協同組合は、①公益法人とともに「非営利法人」という大枠のもとで、「営利法人」と区別される関係にあり②公益法人と連続した位置にある

*独禁法第24条1号における協同組合の適用除外条件:①小規模の事業者または消費者の相互扶助を目的とする

②加入脱退が自由である

③議決権が平等である

④出資配当が制限されている

*労働者の協同組合については、組合員の事業の助成をするのではなく自ら事業を行っており、組合員は事業主体としての独立性を失うから、真正の協同組合化どうか疑問だとの説がある

—ここでは市場経済のみが議論の前提とされ、そこでの独立した営利主体は組合員個人であり、協同組合は助成をするにすぎないから独立した主体とはいえないというだけの話にすぎない

*協同組合の「非営利」性

—通説:経済原理の根幹はあくまでも営利性にあるとし、そこでの独立主体は組合員であって協同組合は助成機関にすぎない。だから協同組合は「非営利」だ

—少数説:経済原理には営利性だけでなくさ

まざまのものがあることを前提にし、そうした広範な価値実現をはかるべく組織されたことに着目して、協同組合を「非営利」ととらえる

*伝統的な法理論によるかぎり、協同組合が力を増すにつれ、保護をなくすべきだという批判にいきつくのは、当然であり、協同組合の経済活動がもっている、営利性の相対化、準公益性といったところからの理論構成が考えられてしかるべき

*労働者協同組合の意義づけは、利潤分配の議論を超えて、労働者自主管理を通じた労働者主権の回復や、社会的有用労働・ワークシェアリングの観点から構築されるべきである。(同上)

10. 協同組合の現代的展開に対応

した法制改革を(要旨) 石見 尚

*協同組合は、一面では企業セクターの変種であり、他面では「共」の領域に足場をもつ社会共同組織の一種である

*第三世代の協同組合：

「オーエン、フーリエらのユートピア的な入植共同体」の第一世代、「利益社会の原理にそった共同購入、信用、共同販売」に重点をおく第二世代に次ぐもの

——労働の共同出資によって、地域社会が必要とするサービスの提供や生産品の供給を行ない、福祉や住宅、リサイクルなど「共」の分野の仕事を、活動の射程に

——市場原理では取り扱うことのできない人間の心身の健康、環境、生きがいなどの分野に活動を広げている

*協同組合セクター：

——国家セクターと企業セクターの偏重によって主導してきた経済成長の構造を改め、(協同組合とボランティア組織によって代表される)「共」のセクターを発展させる

——企業セクターの一変種にすぎない第二世代の協同組合を制度化した、現在の協同組合制度では、協同組合セクターの実現は不可能

(石見尚監修『いま生活市民派からの提言』)

11. 新協同組合法の立法構想

石見 尚

*新協同組合法の必要性

①地域社会の維持発展を計り、自ら就業機会をつくり、あるいは相互扶助の事業組織をつくるケースにたいして、これらが協同組合として自らを整備することを促進する必要がある

②現行の、経済目的を優先し、社会的目的を副次的に扱う協同組合法制に対して、人的結合の原理にもとづく本来の協同組合の観点から、経済目的と社会目的を結合し、統一した協同組合法を制定する必要がある

③1937年の旧ICA協同組合原則(66年改正) 当時に制定された日本の協同組合法は、再検討されるべき時期にきている

④現在の経済社会状況から見れば、協同組合は市場経済の分野だけではなく、非市場原理にもとづき、インフォーマルな活動分野を社会的に分担し、福祉の事業を取り入れることができるように、その振興を図る必要がある

*今後の諸種の市民の自主的協同組合を、縦割の業種別協同組合法に無理に押し込まなくてもよいように、統一的に適用できる協同組合の法体系を考慮すること

*組合民主主義：

一人一票に留まらず、総会の招集、情報提供、経理公開、組合権力の分割、少数意見の尊重、組合理事の責任などを定款に規定すべきである

*税制上の優遇：

——協同組合が福祉、教育、文化などの公共の社会的利益のために設ける基金への繰入れ金は税制上損金として扱う

——解散時に資産を分配せず、社会目的に寄付することを定款に銘記する場合に、特典が認められる。